

(仮称) 旧学校給食センター等敷地
認定こども園設計業務委託

公募型プロポーザル実施要領

桜井市

1 目的

この実施要領は、桜井市（以下「本市」という。）が「（仮称）旧学校給食センター等敷地認定こども園設計業務委託」（以下「本業務」という。）を委託するためのプロポーザルに関して、必要な事項を定める。

2 業務概要

- (1) 業 務 名：（仮称）旧学校給食センター等敷地認定こども園設計業務委託
- (2) 業務内容：（仮称）旧学校給食センター等敷地認定こども園設計業務委託特記仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 業務期間：契約締結日から令和8年6月30日まで
- (4) 委託料上限額
103,092,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
ただし、各会計年度の委託料上限額は下記のとおり
○令和7年度 31,361,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
○令和8年度 71,731,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- (5) 支払条件
○令和7年度 前払い有り、残額業務完了後検査後支払い
○令和8年度 前払い有り、残額業務完了後検査後支払い
※各会計年度の業務内容については特記仕様書参照

3 参加資格

次に掲げる条件を全て満たしていること。

- (1) 令和7年度競争入札参加資格者名簿に建築士事務所として登録されており、近畿2府4県に本店又は支店、営業所を有している建築士事務所であること。
- (2) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 桜井市契約規則第2条の2の規定に該当しないこと。
- (5) 参加表明書提出時点から2次審査の結果通知日までの期間に、桜井市建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要綱による入札参加停止措置（以下、「入札参加停止」という。）を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく再生手続き開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。
- (8) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (9) 会社法（平成17年法律第86号）第475条もしくは第644条に基づく清算の開始がなされていない者。
- (10) 桜井市暴力団排除条例（平成23年条例第21号。）第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (11) 公告の日から過去10年以内に、延べ面積1,000㎡以上の幼保連携型認定こども園、保育

所型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所のいずれかの新築又は改築(建物の全部について改築するものに限る)の実施設計業務を元請として完了した実績（日本国内に限る。）を有すること。

4 業務体制及び配置技術者の要件

(1) 業務体制

本業務遂行にあたり、管理技術者、照査技術者、意匠担当主任技術者、構造担当主任技術者、電気担当主任技術者及び機械担当主任技術者を配置すること。

(2) 資格要件

管理技術者、照査技術者、意匠担当主任技術者及び構造担当主任技術者は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号。以下同。）による一級建築士の資格を有するものとする。
電気担当主任技術者及び機械担当主任技術者は、建築士法による建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者もしくは建築士法による一級建築士の資格を有するものとする。

(3) 雇用要件

管理技術者、照査技術者及び意匠担当主任技術者は、法人又は個人事業者との間において、直接的かつ恒常的に雇用されていること。

※上記でいう直接的とは、法人又は個人事業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する権利義務関係をいい、恒常的とは、参加表明書提出期限日以前に 3 ヶ月以上の雇用関係があることをいう。

(4) 兼任要件

管理技術者は、意匠担当主任技術者を兼任できる。その他の各技術者の兼任は不可とする。

5 スケジュール

項番	内容	日程
1	公告	令和 7 年 4 月 15 日(火)
2	質問提出期限	令和 7 年 4 月 25 日(金) 午後 5 時まで
3	質問回答日	令和 7 年 5 月 2 日(金)
4	参加表明書提出期限	令和 7 年 5 月 16 日(金) 午後 5 時まで
5	1 次審査の結果通知	令和 7 年 5 月 23 日(金) 発送
6	技術提案書提出期限	令和 7 年 6 月 24 日(火) 午後 5 時まで
7	プレゼンテーション審査（2 次審査）	令和 7 年 7 月上旬
8	2 次審査の結果通知	令和 7 年 7 月上旬
9	契約手続	令和 7 年 7 月上旬

6 実施要領等の配布方法

桜井市ホームページの「事業者向け→入札契約など→入札情報（その他入札など）」内、本プロポーザル実施に関するページ内からダウンロードすること。なお、併せて参考資料として以下をページ内からダウンロードすること。

- ・（仮称）旧学校給食センター等敷地認定こども園建設基本計画
- ・市立認定こども園新規整備事業に伴う測量等業務の地形図及び地目変更時の丈量図
- ・旧給食センター解体工事実施設計図
- ・桜井南幼稚園解体工事実施設計図

- ・造成計画平面図（５月頃配布予定）
- ・令和６年度（仮称）旧学校給食センター等敷地認定こども園地質調査業務報告書

7 質問の受付及び回答

- （１）提出期限：令和7年4月25日（金）午後5時まで
- （２）提出方法：質問書（様式1）により、FAXまたは電子メールにて提出すること。
※質問書を提出したときには、事故防止のため必ず電話で提出の旨を連絡すること。
- （３）回 答 日：令和7年5月2日（金）
- （４）回答方法：ホームページの本プロポーザル実施に関するページ内において公開する。ただし、質問内容により業者選定に公平性を保てない場合や、質問内容が不明瞭なものについては回答しない。回答内容は本実施要領及び仕様書の追加・修正として取り扱う。なお、質問のあった事業者名は公表しない。

8 参加表明書等の作成及び提出

- （１）提出期限：令和7年5月16日（金）午後5時まで
- （２）提出方法：持参又は郵送
※持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く午前８時３０分から午後５時までとする。
※郵送で提出する場合は、封筒の表に「（仮称）旧学校給食センター等敷地認定こども園設計業務参加表明書在中」と朱書きし、簡易書留又は書留の扱いとすること。提出期限必着とし、事故等による未着については、本市では責任を負わない。
- （３）提出場所：〒633-0062
奈良県桜井市大字栗殿 1000 番地の１ 桜井市保健福祉センター陽だまり
桜井市 こども家庭部 こども政策課
- （４）提 出 物：以下の様式及び添付資料を提出すること。
様式２ 参加表明書
様式３ 業務実績調書
様式４ 予定管理技術者調書
様式５ 予定照査技術者調書
様式６ 予定意匠担当主任技術者調書
様式７ 予定構造担当主任技術者調書
様式８ 予定電気担当主任技術者調書
様式９ 予定機械担当主任技術者調書
様式１０ 協力事業者調書（必要な場合のみ）
- （５）提出部数：社名入り １部
- （６）作成要領：様式用の紙サイズはＡ４判とする。
添付する資料等の用紙サイズはＡ４判又はＡ３判とする。
本実施要領及び仕様書の内容を踏まえること。
- （７）作成上の留意事項
①添付する実績確認資料
複数の添付資料で実績を証明する場合は、業務年度・業務名・業務場所・業務番号等が確認でき、同一業務の関連資料であることが判断できるもの（変更がある場合は最

終のもの。)を提出すること。配置予定技術者の実績については氏名(フルネーム)等が整合できるものを提出すること。文字等の判読が困難である場合又実績が明確に判断できない場合は、評価の対象としない。

②企業の業務実績

「3 参加資格(11)」に記載された要件を満たす実績内容を様式3に記載すること。なお、実績が確認できる資料と業務が完了していることが確認できる資料を添付すること。

③配置予定技術者の資格等

配置予定技術者の資格等について、様式4, 5, 6, 7, 8及び9に記載すること。予定技術者の評価にあたっては、提出された配置予定技術者ごとに採点する。なお、法人又は個人事業者との間において、直接的かつ恒常的に雇用されていない構造担当主任技術者、電気担当主任技術者及び機械担当主任技術者を配置する予定の場合は、様式10に記載すること。

ア 保有資格

指定する資格について記載のうえ、当該資格を有することを証明する書類(資格証の写し等)を添付すること。

イ 業務の実績

「3 参加資格(11)」に記載された要件を満たす実績内容を記載し、実績が確認できる資料と業務が完了していることが確認できる資料を添付すること。なお、配置予定技術者ごとに記載できる実績は以下の通りとする。

管理技術者：管理技術者又は照査技術者、意匠担当主任技術者による実績数

照査技術者及び意匠担当主任技術者：管理技術者又は照査技術者、意匠担当主任技術者による実績数

構造担当主任技術者：構造担当主任技術者による実績数

電気担当主任技術者及び機械担当主任技術者：電気担当主任技術者又は機械担当主任技術者による実績数

ウ 雇用の証明

管理技術者、照査技術者及び意匠担当主任技術者は、参加表明書提出期限日以前に3ヶ月以上の雇用関係を証明する書類を添付すること。

④配置予定技術者の変更等

参加表明書に記載した配置予定技術者を変更、追加することはできない。なお、受注後の業務実施にあたって、配置予定技術者を変更できるのは、病休、死亡、退職等の特別な理由により、同等以上の技術者に変更する場合に限る。また、変更にあたっては、変更を必要とする理由及び変更後の技術者について発注者が求める資料を提出し、了解を得なければならない。

(8) 参加表明書の提出後に辞退する場合

速やかに事務局に連絡し、辞退届(任意様式)を提出すること。

9 1次審査

(1) 審査方法

事務局において、参加表明書等をもとに参加資格の確認及び客観評価を行い、庁内に設置する「(仮称)旧学校給食センター等敷地認定こども園設計業務受託者選考委員会」(以下「選考委員会」という。)において2次審査を受けることができる参加事業者(5者程度)を選定する。

(2) 評価基準

別表1「評価基準表」のとおりとする。

(3) 審査結果の通知

1次審査の結果は電子メールにより通知する。

なお、審査結果で非選定通知書を受けた者は、通知日の翌日から起算して5日（土日・祝日を除く。）以内にその理由の説明を書面（任意様式）により求めることができる。

10 技術提案書等の作成及び提出

(1) 提出期限：令和7年6月24日（火）午後5時まで

(2) 提出方法：持参又は郵送

※持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く午前8時30分から午後5時までとする。

※郵送で提出する場合は、封筒の表に「仮称）旧学校給食センター等敷地認定こども園設計業務技術提案書在中」と朱書きし、簡易書留又は書留の扱いとすること。提出期限必着とし、事故等による未着については、本市では責任を負わない。

(3) 提出場所：〒633-0062

奈良県桜井市大字栗殿 1000 番地の 1 桜井市保健福祉センター陽だまり
桜井市 こども家庭部 こども政策課

(4) 提出物：以下の様式を提出すること。

様式 11 技術提案書

様式 12 業務理解に関する技術提案

様式 13 評価テーマに関する技術提案

様式 14 業務実施工程表

自由様式 参考見積書及びその内訳

※仕様書 10-3. 業務仕様（1）から（7）に記載する各業務（技術提案書の内容を含む。）に要する費用についての内訳を記載すること

(5) 提出部数：社名入り 1部、社名無記名 10部

ただし、参考見積書及びその内訳の提出部数は、社名入り 1部とする。

(6) 作成要領：様式の用紙サイズはA4判とする。

本実施要領及び仕様書の内容を踏まえること。

(7) 作成上の留意事項

①複数の提案をすることはできない。

②提出書類について、本実施要領及び指定の様式に示された条件に適合しない場合は無効とする場合がある。

③技術提案書の表紙は様式 11 により作成すること。様式 12 における枚数は、A4 片面 1 枚とし、文字は 11.0 ポイント以上とする（図表中を除く）。図表中の文字が判読しがたい場合は、評価の対象としない。右肩の（商号又は名称）欄以外に商号又は名称を記載してはならない。様式 13 における枚数は、A4 片面 5 枚までとし、文字は 11.0 ポイント以上とする（図表中を除く）。図表中の文字が判読しがたい場合は、評価の対象としない。右肩の（商号又は名称）欄以外に商号又は名称を記載してはならない。

(8) 技術提案書の提出後に辞退する場合

速やかに事務局に連絡し、辞退届（任意様式）を提出すること。

1 1 2 次審査

(1) 審査方法

1 次審査により選定された参加事業者に対し、事務局において価格評価、選考委員会において業務提案書評価（プレゼンテーション審査）を実施し、最優秀提案者 1 者を選定し受注候補者とする。併せて、次点提案者 1 者を選定し次点の受注候補者とする。

(2) 評価基準

別表 1 「評価基準表」のとおりとする。

(3) 実施日時・場所・条件等

プレゼンテーション審査は以下の通り予定しているが、詳細については技術提案書等の提出があった参加事業者に対し別途電子メールにより通知する。

①実 施 日：令和 7 年 7 月上旬

②実 施 場 所：桜井市役所

③実 施 内 容：プレゼンテーションは、提出された技術提案書の内容に基づいて行うこと。技術提案書と異なる内容による説明や追加資料の配布は認めない。

④使用機材等：プレゼンテーションの方法は任意とする。パソコン等の機材は参加者で用意すること。なお、プロジェクター、スクリーンについては本市で用意する。

⑤参 加 人 数：参加人数は 3 名以内とし、本業務の管理技術者は必ず出席し、その他は配置予定技術者の中から選出すること。

⑥審 査 時 間：プレゼンテーション 20 分程度、質疑応答 10 分程度とし、合計 30 分以内とする。

⑦そ の 他：選定委員には参加事業者名がわからない状態で審査を行うため、説明時に会社名、個人名が判別される服装、言動をしないこと。

(4) 審査結果の通知及び公表

2 次審査の結果は電子メールにより通知する。また、本市ホームページにて、受注候補者を掲載する。

なお、審査結果で非選定通知書を受けた者は、通知日の翌日から起算して 5 日（土日・祝日を除く。）以内にその理由の説明を書面（任意様式）により求めることができる。

1 2 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「3 参加資格」に掲げる要件を満たさない場合。
- (2) 提出書類等の提出方法、提出先及び提出期限を遵守しない場合。
- (3) 提出書類等の作成形式および記載上の注意事項に示された要件に適合しない場合。
- (4) 提出書類等に虚偽の内容を記載した場合。
- (5) 提出書類等に第三者の著作権を侵害する内容を記載した場合。
- (6) 見積書の金額が「2（4）委託料上限額」を超過している場合。
- (7) 2 次審査において、実施日時に出席しなかった場合。
- (8) 本プロポーザルに関し、選考委員会の委員等に直接、間接を問わず連絡を求めた場合。
- (9) 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合。
- (10) その他、本実施要領に違反すると認められた場合など、選考委員会が不適格と認めた

場合。

1 3 契約の締結等

- (1) 審査の結果により選定された受注候補者と契約の締結交渉を行うが、当該交渉がやむを得ない事由により不調となった場合は、次点の受注候補者と当該契約の締結交渉を行う。
- (2) 本プロポーザルは本業務の受注事業者の選定を目的とするものであることから、契約に係る業務内容については、技術提案内容を踏まえつつも、本市と受注候補者が改めて協議により仕様を確定し、そのうえで契約を締結する。
- (3) 契約締結までの間に、受注候補者が入札参加資格を満たさなくなった場合や、入札参加停止を受けた場合は、契約を締結しない。

1 4 契約に係る特記事項

本業務後に予定されている、この業務の成果品をもって実施する各種工事（①解体工事 ②造成工事、建設工事、外構工事等）における工事監理業務を、本業務の受注事業者と随意契約により締結する予定である。ただし、この業務の契約相手方との随意契約を確約するものではなく、業務の実施を継続できない事由が生じたときは、この限りでない。

1 5 その他留意事項

- (1) 選考委員会は非公開とする。
- (2) なお、1法人又は1個人事業者につき複数の参加は認めない。
- (3) 本プロポーザルへの参加に要する全ての経費は、参加事業者の負担とする。
- (4) 提出期限以降における書類の差替えおよび再提出は認めない。
- (5) 提出書類等に虚偽の記載をした場合は、失格とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (6) 提出書類は返却しない。
- (7) 提出書類等は、本業務の選考以外に提出者に無断で使用しないものとする。ただし、本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、桜井市情報公開条例（平成12年条例第3号）に基づき、その全部又は一部を公開することがある。
- (8) 使用する言語は日本語とし、通貨および単位は、日本国通貨、日本の標準時および計量法に定める単位とする。
- (9) 現地説明会は開催しない。なお、独自に現地調査を行う場合は、現有施設の利用者、職員及び近隣住民等に迷惑がかからないよう十分配慮すること。なお、現有施設敷地内への立ち入りは不可とする。
- (10) 審査結果に対する異議申立ては受け付けない。

1 6 連絡先（事務局）

桜井市 こども家庭部 こども政策課 認定こども園準備係 担当：西尾
住 所：〒633-0062 奈良県桜井市大字栗殿 1000 番地の 1
桜井市保健福祉センター陽だまり
電 話：0744-42-9111（内線 4*1、4*7）
F A X：0744-45-1785
電子メール：kodomoseisaku@city.sakurai.lg.jp